CHIYODA CITY
広報 千代田
No.1091
平成14年（2002年） 7/5
（毎月5日・20日に発行）
代表電話 ☎3264-2111
発行／千代田区　編集／政策経営部広報広聴課　〒102-8688 千代田区九段南1-6-11 URL http://www.city.chiyoda.tokyo.jp

主な内容

国民健康保険特集 …… 2
福祉・介護保険 …… 3
ごみ・リサイクル …… 4
保健・各施設のお知らせ …… 5
文化学習・スポーツ・各施設のお知らせ …… 6
コミュニティひろば
街づくりニュース

すぐそこに 千代田の“夏”

今年も都心千代田に夏の訪れを告げる「灯ろう流し」「民踊の集い」の季節がやって来ました。また区内の公園では、「こどもの池」がオープンします。ご家族やお友達とご一緒に都会の真ん中でふるさと千代田の“夏”をお楽しみください。

納涼 民踊の集い

踊りの上手下手は心配ありません。簡単に踊れる曲目ばかりです。やぐらの上では、民踊連盟の皆さんが、そろいの浴衣で踊りを披露します。

ご家族やご近所、会社帰りの皆さん、一緒に踊りの輪に加わりお楽しみください。

とき 7月13日㈯～16日㈫午後6時30分～9時（雨天中止）

※希望者は当日直接会場へ。

会場 靖国神社境内の大村益次郎銅像周辺（九段北2－1）

運営 千代田区民踊連盟

問合せ 文化学習スポーツ課

納涼 灯ろう流し

お濠に揺らめく灯ろう。シンセサイザーとハーモニカの不思議な音色。夕暮れの千鳥ケ淵は幻想的な雰囲気に包まれます。

「灯ろう流し」は、毎年恒例の千代田の夏の風物詩です。お気軽にご参加ください。

とき 7月13日㈯午後6時30分～（小雨決行、雨天中止）

会場 千鳥ケ淵ボート場（三番町2先）

※当日先着70組（1組3名まで）に無料の乗艇券を配布します。乗艇された方には、灯ろうを流していただきます。

問合せ 商工振興課商工観光係

ジャブジャブ遊びは近くの「こどもの池」

7月20日（祝）オープン

区内の公園5か所に「こどもの池」を開設します。

池の深さは30㎝程度で、トイレとシャワーの設備があり、水を毎日入れ替えています。清潔で安全ですので、小さなお子さんを安心して遊ばせることができます。ぜひご利用ください。

開設期間 7月20日㈷～8月25日㈰、午前10時～午後4時（正午～午後1時を除く）

※毎週月曜日の午後2時以降は、池の清掃・点検のため利用できません。

こどもの池のある公園

・東郷元帥記念公園（三番町18）
・千鳥ケ淵公園（麹町1－2、半蔵門そば）
・神田児童公園（神田司町2－2）
・芳林公園（外神田3－5－18）
・和泉公園（神田和泉町1）

対象 小学校入学前の幼児

※保護者の付き添いが必要です。

問合せ 道路公園課神田土木維持係

恒久平和への願いを込めて 戦没者追悼式

第二次世界大戦で亡くなられた方々をしのび追悼の意を表すとともに、世界の恒久平和を祈ります。

どなたでも参加できます。ご近所の方とお誘い合わせのうえ、ご参加ください。

とき 7月13日㈯午後6時30分～（小雨決行、雨天中止）

会場 千鳥ケ淵戦没者墓苑（三番町2）

問合せ 国際平和・男女平等人権課

第2回 区議会定例会

平成14年第2回区議会定例会が6月7日から24日まで開かれました。

この定例会では、区長提出議案の「平成14年度一般会計補正予算第1号」など10議案が原案どおり可決されたほか、報告1件がありました。

また、議員提出議案4件が可決されました。

問合せ 企画総務課、区議会事務局

区長提出議案

▼平成14年度一般会計補正予算第1号
▼特別区税条例の一部を改正する条例
▼難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例
▼安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例
▼地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
▼建築計画の早期周知に関する条例
▼区立住宅条例の一部を改正する条例
▼人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて（3件）
▼平成13年度一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについて（報告）

議員提出議案

▼米国政府が実施した臨界前核実験に抗議し、実験計画の中止を求める意見書
▼臨界前核実験に対する抗議
▼幼保一元化に向けた新たな乳幼児育成制度の創設を求める意見書（2件）

ビデオ広報 ご覧ください「わがまち千代田」

TOKYO MXテレビ 7月14日(日) 午後0時15分から放送

ビデオ広報「わがまち千代田」は、区役所1階ロビー等の区立施設などや区のホームページでご覧になれます。また、今年度からMXTV（東京メトロポリタンテレビ）でも放送しています。

千代田区ホームページアドレス http://www.city.chiyoda.tokyo.jp

■番組内容（No.266）

▶華麗な王朝絵巻「山王祭」
▶安全で快適な生活環境へ「新条例を制定」
▶新体制「千代田区議会」
▶完成！「区営水道橋住宅」

問合せ 広報広聴課

☆次号は7月12日（金）に臨時号を新聞折り込みでお届けします。☆

R100 古紙配合率100% 白色度70%の再生紙を使用しています

みんなの健康を守る「国民健康保険」

～手続きは14日以内に～

病気やケガをしたときに安心してお医者さんにかかるため、なくてはならない「健康保険」。誰もがどこかの「健康保険」に必ず入ることになっています。

職場の健康保険（健康保険組合、政府管掌健康保険や共済組合など）に加入しているか、生活保護を受けている場合などを除いて、区に住んでいる方はすべて、区の「国民健康保険」に加入することになります。

問合せ　保険年金課国民健康保険係

退職したら加入の手続きを

勤務先を退職して職場の健康保険の資格が無くなった方や、その扶養家族の方は、必ず「国民健康保険」の加入手続きが必要です。

手続きが遅れると、退職した日の翌日までさかのぼって（最長2年間）保険料を納めていただく場合があります。

また、その間の医療費は全額自己負担になります。必ず14日以内に手続きをしてください。

手続きに必要なもの

・資格喪失証明書など、職場の健康保険の資格が無くなった日付が確認できるもの

・印鑑

・国民健康保険証（家族がすでに加入している場合）

※退職者医療制度（左記）に該当する方は、年金証書（裁定通知書）が必要です。

退職者医療制度

長い間勤めていた会社などを退職して、国民健康保険に加入された方は、「退職者医療制度」が適用されます。

この制度が適用されると、診療を受けたときの自己負担額が軽減されます。

対象　国民健康保険加入者で、厚生年金や共済組合などの老齢（退職）年金の受給権がある方で、加入期間が20年以上または40歳以後に10年以上ある方（老人保健法の適用を受けている方を除く）

手続きに必要なもの　年金証書（裁定通知書）、保険証、印鑑

自己負担額　本人＝入院・外来受診とも2割、扶養家族＝入院2割、外来受診3割

※一般の国民健康保険の自己負担額は、すべて3割です。

※年金証書をお持ちでない方は、まず一般の国民健康保険に加入した後、手続きをしてください。

就職したらやめる手続きを

会社などに就職して、新たに職場の健康保険に加入した方や、その扶養家族になった方は、国民健康保険をやめる手続きが必要です。

会社などから国民健康保険には何も連絡がないため、加入していた方自身でやめる手続きをしないと、加入したままになってしまいます。

そうなると、保険料を二重に納めるようになるだけでなく、うっかり国民健康保険証で診療を受けた場合は、国民健康保険で負担した医療費を、後で返していただくことになります。

また、国民健康保険に加入している世帯の一部の方が就職したときも同じ手続きが必要です。

手続きに必要なもの

・国民健康保険証

・勤務先などの健康保険証

・印鑑

※職場の健康保険を任意で継続加入する方（手続きは資格喪失日から20日以内）は、国民健康保険の手続きは必要ありません。

その他の手続き

住所や世帯主、氏名を変更したとき、子どもが生まれたとき、加入者が死亡したとき、保険証を無くしたときなどの手続きは、左表を参考に、忘れずに手続きをしてください。

保険料を納める期間

国民健康保険の保険料は、被保険者になった月の分から、やめた月の前月分まで納めることになります。

加入の手続きをしたときではありませんのでご注意ください。

株式・有限会社等に勤めている方は、加入できません

株式会社、有限会社、合資会社等の法人事業所に勤めている方（社長1人の法人、試用期間中の方などを含む）、パートタイマー・アルバイトの方（目安として、1か月の労働日数が通常の従業員のおおむね4分の3以上ある方等）および、常時5人以上の従業員を使用する土木建築業や物品販売業などの個人事業所に勤めている方は、すべて職場の健康保険に加入することになります。

保険料を滞納している方はご注意を！

災害等の特別な事情も無く保険料を滞納している方は、保険証を返していただきます。

保険証の代わりに「資格証明書」を交付しますが、お医者さんにかかるときは、医療費をいったん全額負担することになります。後日、申請により保険給付分を償還します。

それでもなお納めないでいる方には、保険給付を差し止め、そこから滞納分を差し引きます。

国民健康保険の保健事業

■区営プールの利用助成を始めました

区では、7月から国民健康保険加入者の自発的な健康づくりと、健康保持増進のため、区営プールの利用助成を始めました。保険料をきちんと納めていただいている40歳以上の方を対象に、次の施設で利用できる利用券を年間6枚（1枚で2時間利用可）発行します。

希望する方は、印鑑と保険証をお持ちのうえ、保険年金課窓口で申請してください。

※各施設では受け付けできません。

利用できる施設

・総合体育館（内神田2−1−8）

・昌平童夢館（外神田3−4−7）

・神田さくら館（神田司町2−16）

・いきいきプラザ一番町（一番町12）

・ちよだパークサイドプラザ（神田和泉町1）

■日帰りの海水浴に「海の家」のご利用を！

国民健康保険連合会では、国民健康保険に加入している方を対象に、次の2か所で「海の家」を開設します。

・江ノ島東浜海岸「人魚やす」

・鎌倉由比ヶ浜海岸「東亭（あずまてい）」

利用時期　7月10日㈭～8月25日㈰午前9時～午後5時（宿泊はできません）

利用方法　保険年金課、各出張所にある「海の家無料利用券」を、当日、海の家の管理人に渡してください。

―いずれも―

問合せ　保険年金課管理係

国民年金

■障害基礎年金を受けている方は「現況届」等の提出を

現在、20歳前の傷病による障害基礎年金や障害福祉年金から切り換えた障害基礎年金を受給中の方は「現況届」および「所得状況届」の提出が必要です。対象となる方には案内を郵送していますので、期限までに返送してください。

提出期限　7月22日㈪

問合せ　保険年金課国民年金係

こんなときは必ず保険年金課で手続きを

▼「国民健康保険」手続き一覧

	こんなとき		必要なもの
加入する場合	区に転入したとき＊	世帯全員が転入	印鑑
		世帯に一部転入	保険証、印鑑
	外国人登録をしたとき（短期滞在者を除く）		外国人登録証
	職場の健康保険をやめたとき＊	世帯全員	職場の健康保険をやめた証明書、印鑑
		世帯の一部（下記※事項にご注意）	職場の健康保険をやめた証明書、保険証、印鑑
	子どもが生まれたとき		母子手帳、保険証、印鑑
	生活保護を受けなくなったとき		保護廃止決定通知書、印鑑
やめる場合	区から転出したとき＊	世帯全員が転出	保険証、印鑑
		世帯の一部転出	
	外国人で区外に転出するとき		保険証、外国人登録証
	職場の健康保険に入ったとき＊	世帯全員	職場の保険証、国民健康保険証、印鑑
		世帯の一部	
	死亡したとき		保険証、印鑑
	生活保護を受けるようになったとき		保護開始決定通知書、保険証、印鑑
その他	世帯主・氏名が変わったとき、区内で住所が変わったとき、世帯の合併・分離のとき＊		保険証、印鑑
	保険証を無くしたとき		印鑑、保険料領収書、運転免許証等身分を証明するもの

＊出張所でも手続きできます。お急ぎの場合は直接保険年金課へお越しください（その場合でも保険証は原則として郵送になります）。

※世帯主が職場の健康保険等に加入している場合は、別途必要な書類があります。

㊖医療費助成制度をご利用ください

都では高齢者の方が医療機関等にかかったとき、窓口で支払う医療費の一部を助成する㊖医療費助成制度を実施しています。

対象　次の①～④の要件を満たす方

①区内に住民登録（外国人登録）があり、

②昭和7年7月2日～昭和11年6月30日に生まれた方（7月1日現在で66歳以上70歳未満の方。ただし障害認定により「老人保健法医療受給者証」をお持ちの方は除く）で、

③国民健康保険に加入しているか、社会保険の被扶養者（社会保険の本人を除く）で、

④平成13年分の所得が下表の基準額以内の方。

この制度の適用を受けるには申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

問合せ　保険年金課高齢者医療係

扶養親族等の数	所得制限基準額
0人	2,572,000円
1人	3,052,000円
2人	3,432,000円
3人	3,812,000円

対象疾病が変わります

難病患者福祉手当

東京都の難病医療費等助成制度に関する規則が改正され、疾病の指定解除および追加が行われます。これに伴い、千代田区難病患者福祉手当（月額1万5千500円）を、次のとおり改正します。

9月30日(月)で、「慢性肝炎」、「肝硬変・ヘパトーム」の難病指定が解除されます。ただし、経過措置として、9月30日現在の認定患者で、非課税世帯の方については、平成17年9月30日まで難病指定解除を延期します。また、非課税世帯以外の方については、平成15年9月30日まで手当額を2分の1（月額7千750円）に減額して支給します。

追加・統合・改名される疾病は、左表のとおりです。

問合せ　福祉手当＝生活福祉課障害者福祉係、**医療費助成制度**＝千代田保健所健康推進課保健予防係☎3291-3641

難病患者福祉手当対象疾病			
	病　名		病　名
1	スモン	39	表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型）
2	ベーチェット病	40	特発性門脈圧亢進症
3	重症筋無力症	41	膿疱性乾癬
4	全身性エリテマトーデス	42	ミオトニー症候群
5	多発性硬化症	43	広範脊柱管狭窄症
6	再生不良性貧血	44	特発性好酸球増多症候群
7	筋萎縮性側索硬化症	45	原発性胆汁性肝硬変
8	サルコイドーシス	46	強直性脊椎炎
9	特発性血小板減少性紫斑病	47	重症急性膵炎
10	汎発性強皮症	48	進行性核上性麻痺
11	皮膚筋炎・多発性筋炎	49	特発性大腿骨頭壊死症
12	パーキンソン病	50	びまん性汎細気管支炎
13	劇症肝炎	51	混合性結合組織病
14	慢性肝炎　（9月30日(月)まで）	52	ミトコンドリア脳筋症
15	肝硬変・ヘパトーム　（9月30日(月)まで）	53	原発性免疫不全症候群
16	高安病(大動脈炎症候群)	54	遺伝性（本態性）ニューロパチー
17	悪性関節リウマチ	55	特発性間質性肺炎
18	悪性高血圧	56	プリオン病　※2
19	モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)　※1	57	網膜色素変性症
20	脊髄小脳変性症	58	遺伝性ＱＴ延長症候群
21	点頭てんかん	59	原発性肺高血圧症
22	先天性血液凝固因子欠乏症等	60	先天性ミオパチー
23	人工透析を必要とする腎不全	61	神経線維腫症
24	結節性動脈周囲炎	62	網膜脈絡膜萎縮症
25	潰瘍性大腸炎	63	進行性筋ジストロフィー
26	ビュルガー病	64	ウィルソン病
27	天疱瘡	65	慢性炎症性脱髄性多発神経炎
28	クローン病	66	骨髄線維症
29	ネフローゼ症候群	67	亜急性硬化性全脳炎
30	アミロイドーシス	68	バッド・キアリ症候群
31	後縦靭帯骨化症	69	特発性慢性肺血栓塞栓症（肺高血圧型）
32	ハンチントン病　※1	70	副腎白質ジストロフィー
33	ウェゲナー肉芽腫症	71	ライソゾーム病　※3
34	母斑症	72	脊髄性筋萎縮症　※4
35	特発性拡張型心筋症	73	アレルギー性肉芽腫性血管炎　※4
36	シェーグレン症候群	74	原発性硬化性胆管炎　※4
37	シャイ・ドレーガー症候群	75	肝内結石症　※4
38	多発性嚢胞腎	76	自己免疫性肝炎　※4

※1　平成14年6月1日にウィリス輪閉塞症、ハンチントン舞踏病から改名
※2　平成14年6月1日にGSS病、致死性家族性不眠症、クロイツフェルト･ヤコブ病を統合
※3　平成14年6月1日にファブリー病を統合
※4　平成14年10月1日から追加指定

支援費制度を導入

障害者福祉サービス

身体障害者福祉法等の改正により、平成15年4月から一部の障害者福祉サービスの提供方法が、「支援費制度」に変わります。

現在は「措置制度」により、行政がサービスの受け手とその内容を決定しています。

「支援費制度」では、障害者自らがサービスを選択し、事業者と対等な立場で契約を結び、サービスを利用するようになります。

なお、支援費支給申請の受け付けは、10月からの予定です。現在次のサービスを受けている方には、事前にご案内する予定です。

対象サービス

・施設サービス＝身体障害者の更生施設・療護施設・授産施設、知的障害者の更生施設・授産施設・通勤寮

・居宅サービス＝身体障害者・知的障害者・障害児のホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイ、知的障害者のグループホーム

問合せ　生活福祉課障害者支援主査

介護保険

■65歳以上の方へ介護保険料の本決定通知を送付します

6月に確定した平成14年度住民税に基づき、平成14年度の介護保険料が本決定します。

また、老齢・退職年金の受給状況に基づき、介護保険料を年金から差し引かれる方が決まります。

この決定の通知は、7月中旬にお送りします。

※4月にお送りした通知は、仮計算の保険料額です。

▼介護保険料（表1）

保険料は、被保険者本人の合計所得金額および同一世帯の方の住民税課税状況によって5段階に分かれています。

▼本算定・本徴収

①普通徴収（納付書・口座振替の方）（表2）

平成14年度住民税に基づき、新たに計算した額（本算定）の通知と納付書（7月から平成15年3月まで）をお送りします。

※すでに口座振替の方は、通知のみとなります。

②特別徴収（年金から差し引かれる方）（表3）

平成14年度住民税に基づき、新たに計算した額（本徴収）の通知をお送りします。

▼減免・軽減制度

災害や失業などで一時的に生活が苦しくなり、保険料や利用料を負担することができなくなった時は、保険料の徴収猶予や保険料・利用料の減免が受けられます。

また、世帯全員が住民税非課税で、生活困窮のため保険料が支払えない方には、保険料の軽減制度があります。

問合せ　介護保険課保険料係

■納付サービスカーの巡回

介護保険料の払い込み、口座振替の受け付け、介護相談を行うため、7月8日(月)に麹町地区、9日(火)に神田地区を巡回します。気軽に声をおかけください。

問合せ　介護保険課保険料係

■介護等が必要な方は、認定申請を！

要介護または要支援の認定を受けることにより、介護保険のサービスを利用できます。

認定申請はどなたでもできますので、ご家族またはご近所の方が介護でお困りのときは、気軽にご相談ください。

また、すでに認定を受けていて、認定の有効期限が7月末または8月末で満了となる方は、お早めに更新の手続きをしてください。

問合せ　介護保険課認定係

表1　各段階の保険料額（年額）		
段階	対　象	平成14年度
第1段階	老齢福祉年金を受給していて世帯全員が住民税非課税、または生活保護を受けている方	基準額×0.5 年額　18,100円 （月額　約1,500円）
第2段階	世帯全員が住民税非課税で第1段階以外の方	基準額×0.75 年額　27,100円 （月額　約2,200円）
第3段階	世帯に住民税が課税されている方がいて、被保険者本人の住民税が非課税の方	基準額 年額　36,200円 （月額　約3,000円）
第4段階	被保険者本人の住民税が課税されていて、合計所得金額が250万円未満の方	基準額×1.25 年額　45,200円 （月額　約3,700円）
第5段階	被保険者本人の住民税が課税されていて、合計所得金額が250万円以上の方	基準額×1.5 年額　54,300円 （月額　約4,500円）

※端数の関係から、月額はこのとおりにならない場合があります。

表2　普通徴収（納付書・口座振替の方）											
平成14年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
仮算定			本算定 平成14年度住民税により算定した保険料から仮算定分を除いた額を納めます（7月～平成15年3月）。								
平成13年度住民税により仮算定した保険料を納めます（4月～6月）。											

※新たに特別徴収（年金からの差し引き）になる方は、10月以降の年金から2か月分ずつ保険料が差し引かれます。
※4月以降、転入した方や65歳になられた方は、仮算定せずに本算定のみ行います。

表3　特別徴収（年金から差し引かれる方）					
平成14年度					
4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収 平成13年度2月（平成14年2月）の保険料と同額が年金から差し引かれます（4月･6月･8月）。			本徴収 平成14年度住民税により算定した保険料から仮徴収分を除いた額が年金から差し引かれます（10月･12月･平成15年2月）。		

区役所の代表電話番号

☎ 3264-2111

～おかけまちがいのないようご注意ください～

問合せ　経理課管財係

千代田みらいくる会議

第２期委員の募集

区では、ごみ減量・リサイクルの推進と普及啓発のため、「千代田みらいくる会議」を設置し、活動しています。今回第２期委員を募集します。

対象　ごみ問題やリサイクルに関心をお持ちの区内在住者若干名（選考）

申込み　７月22日㈪（消印有効）までに郵送またはファクシミリ（５面記入例参照）に「ごみ」「千代田区のリサイクル」に関する作文（800字程度）を添えて、清掃リサイクル課（〒102－8688九段南１－６－11 FAX３２６４－３９８８）へ。

夏休み親子施設見学会　参加者募集

家庭から出る生ごみを飼料や肥料に利用している農場等を見学します。

夏休みの１日、親子でごみとリサイクルについて考えてみませんか。

とき　８月21日㈬午前８時30分～午後５時（予定）

見学施設　柏・にわとりの会実験農場、千葉県手賀沼親水広場・水の館、我孫子市鳥の博物館

対象　区内在住・在勤・在学の親子45名（抽選）

※区内在住者優先。子ども１名につき、同伴者は１名まで。

※昼食代および我孫子市鳥の博物館などの費用は自己負担です。

申込み　７月12日㈮（必着）までに往復ハガキ（５面記入例参照）に、参加者全員の氏名（ふりがな）、子どもの学校名と学年を追記し、清掃リサイクル課事業推進係（〒102－8688九段南１－６－11）へ。

一斉清掃が行われました

６月５日に平成14年度第１回千代田区一斉清掃が行われ、区民、学校関係者、事業者等4,000人（94団体）の方にご参加いただき、2,469.3kgのごみを収集しました（下表のとおり）。

ご協力ありがとうございました。

問合せ　環境土木計画課

	実施団体数（団体）	参加人数（人）	ごみ収集量（kg）
町会	22	380	906.4
学校（幼稚園含む）	24	2,172	535.4
駅	11	101	144.4
官公署（消防・警察含む）	11	243	153.9
事業所	21	742	481.3
その他（商店会・美化団体等）	5	362	247.9
合計	94	4,000	2,469.3

アルミホイルなどの分別は？

多くの方からお問い合わせをいただく「食品包装用のラップ」や「アルミホイル」は**不燃ごみ**（燃やさないごみ）です。

今後もごみの分別にご協力をお願いします。

問合せ　千代田清掃事務所　☎３２５１－０５６６

ご利用ください「風ぐるま（乗合）」

「風ぐるま（乗合）」は、所定の乗り場から乗車し、運行経路上であれば希望する地点で降車できる９人乗りの乗合タクシーです。

「秋葉原・麹町便」「内神田・富士見便」「駿河台・四谷便」があり、各乗り場を定期的に巡回しています。路線図や時刻表は各出張所、高齢者センター、保健所等で配布しています。また、区のホームページでもご覧いただけます。

費用　１回の乗車につき100円

※高齢者センター、富士見福祉会館等の利用者で登録した方は、乗車証の提示により無料になります。

運行時間　午前９時～午後６時

運休日　第２・４日曜（「駿河台・四谷便」はすべての日曜）、祝日、年末年始

運行についての問合せ　日立自動車交通㈱☎５６８２－６２９４

問合せ　福祉総務課福祉総務係

東京駅周辺　都市計画決定・変更

６月28日に次の都市計画が決定・変更されました。

▶区決定

・大手町・丸の内・有楽町地区地区計画の変更
・八重洲広場の決定
・東京駅南部通路線の決定
・特殊街路千代田・中央歩行者専用道第１号線、第２号線および第３号線の変更
・八重洲駐車場の変更

▶都決定

・東京都市計画道路の変更（幹線街路補助線街路第96号線、第97号線および第98号線、東京駅付近広場第１号、東京駅付近街路第１号および第２号）
・東京都市計画用途地域の変更

※都市計画の内容は、都市計画課（九段南１－６－17千代田会館２階）で縦覧できます。

問合せ　都市計画課都市計画係

皆さんのご協力で

ごみ収集量が減少↘資源回収量が増加↗

区が平成13年度に収集した１年間のごみ量は、２万9,165トンで、平成12年度に比べ、8.4％減少しました。また、資源回収量は6,253トンで、平成12年度に比べ、35.7％増加しました。

これは、平成13年度から週１回のびん・缶回収を始めたことにより、不燃ごみとして出されていたびん・缶が資源として回収されるようになったことや、家電リサイクル法の施行に伴って家電４品目（エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機）が粗大ごみの対象からはずれたことなどが考えられます。

区は、ごみ減量・リサイクルをより一層推進するため、区内９か所のストックヤード等で、古布・紙パックに加え、食品用発泡スチロールトレイとペットボトルの回収を始めました。

今後とも、ごみ減量・資源回収にご理解とご協力をお願いします。

問合せ　清掃リサイクル課、千代田清掃事務所☎３２５１－０５６６

▼区収集のごみ量　（単位：トン）

		平成13年度	平成12年度	前年比
区の収集ごみ		29,165	31,842	△8.4%
内訳	可燃ごみ	23,187	24,681	△6.1%
	不燃ごみ	5,509	6,556	△16.0%
	粗大ごみ	469	605	△22.5%

▼区回収の資源量　（単位：トン）

		平成13年度	平成12年度	前年比
資源回収量		6,253	4,608	+35.7%
内訳	新聞・雑誌・ダンボール	5,128	3,883	+32.1%
	びん	704	425	+65.6%
	缶	318	223	+42.6%
	ペットボトル	92	74	+24.3%
	紙パック・食品トレイ・古布	11	3	+266.7%

お願い　ごみの出し方について

６月８日、区内でごみ収集作業中に清掃車の火災事故がありました。

処理施設や清掃車の火災は、可燃性ガスが残っているボンベ・スプレー缶、ライターや大量のマッチ、花火などの危険物により発生します。

ボンベ・スプレー缶などの容器は、必ず使い切り、穴をあけずに不燃ごみとして出してください。危険物の処理など、詳しくはお問い合わせください。

火災の防止や収集作業の安全確保のため、正しいごみの出し方にご協力をお願いします。

問合せ　清掃リサイクル課、千代田清掃事務所☎３２５１－０５６６

中学卒業程度認定試験

病気などやむを得ない事由により、義務教育就学を猶予または免除された方等を対象に、文部科学省が中学卒業程度の学力を認定する試験です。なお、認定された方は、高等学校の入学資格が得られます。

試験日　11月５日㈫

願書受付期間　８月１日㈭～９月２日㈰

問合せ　㈱教育庁学務部義務教育心身障害教育課小中学校係　☎５３２０－６７５２

住宅の建て替え支援

■第３・４回建て替え支援相談会

住宅を建て替える（共同建築等）際に活用できる各種助成制度を紹介し、個別の相談に応じる「建て替え支援相談会」を、地区計画が定められている地域で順次開催します。

また、ご要望に応じてご自宅等に伺う「訪問相談」も行っていますので、ご利用ください。

とき・会場　**第３回（岩本町東神田地区）**＝７月11日・和泉橋区民館洋室Ａ（神田佐久間町１－11）、**第４回（神田紺屋町周辺地区）**＝７月18日・今川中学校音楽室（鍛冶町２－４－２）、いずれも木曜日の午後６時30分～８時

※その他の区域の相談にも応じます。希望者は当日直接会場へ。

■共同建て替えの支援制度が充実

隣近所で、一緒に共同住宅を建築する際の助成制度の敷地要件等が緩和され、より利用しやすくなりました。

建て替えを検討されている方は、お気軽にご相談ください。

―いずれも―

問合せ　㈶千代田区街づくり推進公社整備促進部　☎３２６２－０２１１

☆7月20日（海の日）もごみ・資源の収集を行いますので、出し忘れ等のないようご注意ください。　問合せ　千代田清掃事務所☎3251－0566☆

保健　千代田保健所　〒101-0054 神田錦町3-10
千代田保健所麹町庁舎　〒102-0093 平河町2-7-4

■食品衛生講習会「食品によるアレルギーと表示」

特定の食品が原因でアレルギー症状を起こす方のために、4月からアレルギー物質を含む加工食品の表示制度が始まりました。

この表示制度について、次のとおり講習会を開催します。

とき　7月18日㈭午後2時～
会場　千代田保健所
講師　丸井英二氏（順天堂大学医学部公衆衛生学教授）
※希望者は当日直接会場へ。
※一時保育を希望する方は、7月10日㈭までに電話または直接商工振興課消費経済主査へ。

問合せ　生活衛生課食品衛生担当☎3291－3645、麹町庁舎生活衛生課食品衛生担当☎3221－1311

■住まいのダニを調べてみませんか？

保健所では、アレルギー性疾患の原因となるチリダニの予防対策のご相談やご家庭の掃除機で集めたほこりを調べ、チリダニがどれくらいいるか、その場でわかる検査を行っています。また、シックハウス症候群の原因となるホルムアルデヒドなど揮発性化学物質の空気環境測定も行っています。

問合せ　生活衛生課環境衛生担当☎3291－3644

ご利用ください　健康づくり協力店

区では、区民の皆さんの健康的な食生活を応援するために、栄養成分表示や栄養情報提供をしているお店を「健康づくり協力店」として登録する制度を推進しています。現在、区内の67の飲食店および食材料店が保健所に登録しています。登録店の一覧は区のホームページ URLhttp://www.city.chiyoda.tokyo.jpでご覧いただけます。

飲食店等を経営する方へ

お客様の食生活、応援しませんか

保健所が栄養成分の計算、表示方法、健康に配慮したメニューのアドバイス等のお手伝いをします。相談・登録は無料です。お気軽にご相談ください。

「健康づくり」協力店になるには

保健所に申込み、表示する内容を決め、店頭に表示する用紙を作成します。

※管理栄養士が栄養成分の計算や情報提供のアドバイスをします。健康づくり協力店として登録され、登録証が交付されます。

表示する内容は3コース

Aコース「栄養成分の表示」

おすすめのメニューにエネルギー・たんぱく質・炭水化物・脂質・塩分などの栄養成分を表示します。

Bコース「健康に配慮したメニュー」

Aコースでの栄養成分を表示したメニューに、さらにお店独自の工夫を表示します。

・バランスメニュー
・野菜がたっぷり取れる
・カルシウムがたっぷり取れる
・塩分控えめ　など

Cコース「栄養情報の提供」

お店で出しているメニューや食材に関する情報などを表示します。

・魚の栄養は…
・そばの栄養は…
・食物繊維とは…など

飲食店等を利用する方

ご自分の1日に必要な栄養量をご存知ですか？「健康づくり協力店」のバランスメニューは、1日に必要な栄養量の約3分の1がとれるメニューです。外食も賢く選ぶと健康管理に役立ちます。「健康づくり協力店」を上手に活用してください。なお、メニューには以下のような表示もしています。

表示の例

野菜たっぷりメニュー
1食当たりの野菜の使用量が80g以上のメニュー

塩分控えめメニュー
1食当たりの塩分含有量が3.4g以下のメニュー

詳しくは保健所の管理栄養士にお問い合わせください。

問合せ　健康推進課健康推進係
☎3291－3649

▲健康づくり協力店登録証

家族介護者教室

とき　7月27日㈯午後1時～3時
会場　いきいきプラザ一番町（一番町12）
対象　在宅で介護をしている方20名（申込順）
内容　「排泄ケアについて～使う人も替える人も気持ち良く」
講師　鈴木秀俊氏(白十字株式会社)
申込み　7月19日㈮までに電話で一番町在宅介護支援センター☎3265－6141へ。

高齢者センター　（神田神保町2－20　☎3265－3981）

■高齢者センターたのしみ大会実行委員募集

9月5日㈭～12日㈭に、恒例の「たのしみ大会」を開催します。今回新たに実行委員になって、大会を盛り上げてくださる方を募集します。

実行委員を希望する方は、第1回実行委員会を7月11日㈮午後1時30分から高齢者センターで行いますので、直接会場へお越しください。

対象　60歳以上の区内在住者

いきいきプラザ一番町　（一番町12　☎3265－6311）

■いきいき人形劇シアター

とき　7月30日㈫午後2時～3時（午後1時30分開場）
定員　70名(申込順)
出演　平常氏（ジョウズグループ）
申込み　7月27日㈯までに電話または直接プラザへ。
※車いすのままで鑑賞できます。

富士見福祉会館　（富士見2－3－6　☎3262－1045）

■盆踊り大会

とき　7月27日㈯午前10時30分～午後0時30分
対象　障害者とその家族の方をはじめ、どなたでも参加できます。
※7月25日㈮午後1時30分から事前練習を行います。皆さんお誘い合わせのうえご参加ください。また、当日お手伝いいただけるボランティアも募集しています。

商店街等の新たな活動への研究・検討を支援します！

商店街等の活性化に向けて、調査・研究・検討等を自主的に取り組む商店街またはその一部で構成されたグループの活動を支援します。

勉強会での講師料や会場使用料等の経費を補助します。ぜひご応募ください。

補助金額　活動費の1／2(上限15万円)
募集期間　7月8日㈪～19日㈮
募集数　10団体(書類選考)
※年度末に研究結果等の実績を報告していただきます。
問合せ　商工振興課商工観光係

税　金

■自動車税・軽自動車税の納税はお済みですか

納期限を過ぎてもお支払いいただけないと延滞金がつくことがあります。滞納処分の対象にもなりますので、早めに納税してください。

問合せ
・自動車税＝千代田都税事務所徴収課納税係☎3252－7141
・軽自動車税＝㈼税務課税務係

社会福祉協議会

■福祉専門法律相談

「ほほえみサポートちよだ」では、7月から毎月第4火曜日に日常生活で抱えている悩みや福祉サービス利用におけるトラブルなど、福祉に関する法律相談を開催します。職員が状況をお伺いした上で、弁護士が相談に応じます。プライバシーは守りますので気軽にご相談ください。

※事前に予約が必要です。
とき　7月30日㈫午後2時～4時
※相談時間は1人30分程度。
会場　西神田併設庁舎（西神田1－3－4）
申込み　電話、ファクシミリまたはEメールでほほえみサポートちよだ☎5282－3100 FAX5282－3718 mail cyd-shakyo@ag.wakwak.comへ。

TOWNニュース

■東京都介護支援専門員実務研修受講試験

試験日　10月27日㈰
受験資格　保健、医療、福祉分野で5年以上の実務経験がある方等。
※詳しくは受験要項をご覧ください。
応募期間　7月10日㈬～8月2日㈯
受験要項の配布　東京都、各区市町村の介護保険担当課窓口で配布。郵送希望の方は、270円切手を貼った封筒(角2)を同封し、問い合わせ先へ請求してください。
問合せ　㈶東京都高齢者研究・福祉振興財団事業部サービス支援室試験担当(〒162－0823新宿区神楽河岸1－1☎5957－0940)

■第7回シニア健康スポーツフェスティバルTOKYO

とき　10月5日㈯～24日㈮
※会場、日程は各種目により異なります。
対象　平成15年4月1日までに満59歳以上になる都内在住の健康な方。
内容　ゲートボール、ラージボール卓球、ソフトテニス、ソフトボール、弓道、テニス、剣道、ロードレース、ペタンクの9種目。
費用　1人1,000円
申込期限　7月31日㈬
※申込書類は各区市町村の高齢福祉担当課や社会福祉協議会で配布。
問合せ　㈶東京都高齢者研究・福祉振興財団シニア健康スポーツ係
☎5206－8732

記入例
①催し・講座名②〒・住所③氏名(ふりがな)④年齢⑤性別⑥電話番号⑦その他
※在勤、在学の方は、勤務先・学校名と所在地、電話番号を追記。
※複数での申込みが可能な場合は、全員分を記入。
※一時保育のある催し等で一時保育を希望する方は、子どもの氏名(ふりがな)、性別、生年月日を追記。
※往復ハガキの場合は、返信側にも住所・氏名を忘れずに。

文化学習・スポーツ

文化学習スポーツ課（九段社会教育会館内）
〒102－0074 九段南 1－5－10 ☎3234－2841
総合体育館
〒101－0047 内神田 2－1－8　☎3256－8444

文化学習

■小学生・親子将棋教室

将棋を習ってみませんか。初めての方も対局ができるまでに上達します。保護者の方の参加も歓迎します。

とき　8月7日㈬・8日㈭午後2時～4時
会場　九段社会教育会館
対象　区内在住・在学の小学生とその保護者20名（申込順）
※小学校3年生以下は保護者同伴
講師　加藤桂子四段（日本将棋連盟将棋普及指導員）
費用　小学生＝100円、保護者＝200円
申込み　電話で文化学習スポーツ課へ。
※一時保育（有料）あり。

■子ども自然教室「サマーキャンプ」

とき　8月12日㈪＝準備会（区内施設）、8月19日㈪～22日㈭＝サマーキャンプ（山梨県大和村）
対象　区内在住・在学の小学校4年生～中学校3年生10名程度（抽選）
費用　10,000円
申込み　7月19日㈮（必着）までに往復ハガキ（5面記入例参照、1人1枚限り）に保護者名を追記して、文化学習スポーツ課へ。

■初心者のためのＩＴ講習会

とき　下表のとおり
会場　αラーニングセンター水道橋（三崎町1－2－8）
対象　満20歳以上の区内在住者
※未受講の方優先。都内在住の方も受講できます（申込みが定員を超えた場合は区民優先）。
定員　各コース20名（抽選）
内容　いずれのコースも、パソコンの基本操作、文書の作成、インターネットの利用、電子メールの送受信を合計12時間で学びます。
費用　1,000円（テキスト代）
申込み　7月19日㈮（必着）までに往復ハガキ（5面記入例参照、1人1枚限り）に希望するコース番号（第2希望まで）を追記し、文化学習スポーツ課へ。

■千代田学習グループ夏季宿泊研修

とき　8月20日㈫～21日㈬（20日午前9時区役所前集合・出発）
※往復バスを利用します。
場所　箱根千代田荘（神奈川県足柄下郡箱根町強羅字向山1320－275）
対象　区内で学習活動をしている方、またはこれから参加しようとしている方40名（申込順）
※参加者同伴のお子さん（3歳以上小学生以下）を含みます。また、研修会の間は保育があります。
内容　「あしたにつなげる伝統文化」―江戸開府400年のいま―をテーマにした研修会と千代田区内史跡見学ほか。
費用　大人＝6,000円、小人＝3,000円
申込み　所定の申込書に費用を添えて、直接文化学習スポーツ課へ。

スポーツ

■夏季合同ラジオ体操会

朝のラジオ体操で体をほぐし、さわやかな一日を過ごしましょう。

とき・会場
・7月22日㈪＝お茶の水小学校校庭（猿楽町1－1－1）、雨天時は同講堂
・7月23日㈫＝千代田小学校校庭（神田司町2－16）、雨天時は同体育館
・7月24日㈬＝和泉公園（神田和泉町1）、雨天時は和泉小学校体育館（神田和泉町1）
・7月25日㈭＝芳林公園（外神田3－5－18）、雨天時は昌平小学校屋上校庭（外神田3－4－7）
・7月26日㈮＝西神田公園（西神田2－3－11）、雨天時は児童・家庭支援センター体育室（西神田2－6－2）
・7月30日㈫＝九段小学校校庭（三番町16）、雨天時は同講堂
・7月31日㈬＝富士見小学校（富士見1－10－3）、雨天時は同体育館
※いずれも午前6時10分集合。希望者は当日直接会場へ。
運営　千代田区ラジオ体操会連盟
問合せ　文化学習スポーツ課

■ジュニアゲートボール教室

とき　7月27日㈯・29日㈪・31日㈬、8月2日㈮・3日㈯の計5回、いずれも午前9時～正午
会場　西神田公園（西神田2－3－11）、淡路広場（神田淡路町2－15）
対象　区内在住・在学の小学校3年生～中学校3年生25名
指導　千代田区ゲートボール協会
費用　800円（保険料含む）
申込み　7月18日㈭（必着）までに往復ハガキ（5面記入例参照、1人1枚限り）に学校名、学年を追記して総合体育館へ。

■中学生水泳教室

とき　8月26日㈪・27日㈫・28日㈬、いずれも午前9時30分～11時30分
会場　総合体育館
対象　区内在住・在学の中学生、各日50名
内容　初心者から上級者までの水泳指導
費用　1日につき200円（傷害保険料）
申込み　8月19日㈪までに所定の申込書に費用を添えて、直接総合体育館へ。
※区立中学校在籍者は7月19日㈮までに直接学校でも可。
問合せ　教育指導課、文化学習スポーツ課

IT講習会

講習日	時間	コース番号
7月30日㈫～8月2日㈮	午前9時～午後0時30分	①
	午後1時～4時30分	②
	午後6時～9時30分	③
8月3日㈯～4日㈰	午前9時～午後4時30分	④
8月5日㈪～6日㈫	午前9時～午後4時30分	⑤

■水泳競技大会

とき　9月22日㈰午前9時～
会場　総合体育館
対象　区内在住・在勤・在学（中学生以上）者
競技方法　自動審判装置によるタイムレース。午前の部＝中学・高校の男女学校対抗戦、午後の部＝一般・35歳以上・50歳以上の男女個人戦
費用　1名600円（高校生300円、中学生100円、傷害保険料含む）
申込み　9月6日㈮（必着）までに費用を指定口座に振り込み、所定の申込書を郵送またはファクシミリで、千代田区水泳連盟・近内政代（〒157－0065世田谷区上祖師谷2－23－16 FAX 3305－3020）へ。
問合せ　千代田区水泳連盟会長・高井光弘☎3291－1818

図書館

●千代田図書館（九段南1-6-11）
☎3264-2111

図書館子どもまつり

■小学生1日図書館員募集

とき　7月23日㈫・24日㈬・25日㈭・30日㈫・31日㈬の計5回、いずれも午前9時30分～午後3時30分
対象　小学校4～6年生、各回4名（申込順）
内容　貸し出し作業やコンピュータを使った本の探し方などを体験します。
申込み　7月16日㈫までに、所定の申込書を直接千代田図書館へ。

☆**夏休み宿題相談**　8月31日㈯まで、読書感想文の書き方や自由研究の材料探し等の相談に応じます。
※毎日午後5時まで（休館日を除く）

●四番町図書館（四番町1）
☎3239-6357

☆**日曜映画会**　7月21日㈰、午後1時30分～3時40分、「太陽がいっぱい」
☆**おはなし会**　7月28日㈰、幼児向け＝午後1時30分～2時、小学生以上＝午後2時30分～3時

体験教室
～昔の道具にふれよう！～

とき・内容など　下表のとおり
対象　区内在住・在学の小学校5・6年生20名（抽選）
費用　670円
申込み　7月19日㈮（必着）までに往復ハガキ（5面記入例参照）で四番町歴史民俗資料館（〒102－0081四番町1☎3238－1139）へ。

体験教室

	とき	内容	場所
第1回	7月27日㈯ 午前9時30分～午後4時	ピンホールカメラを組み立てて、実際に写真を撮影します。	午前：九段小学校（三番町16） 午後：日本カメラ博物館（一番町25）
第2回	7月28日㈰ 午前9時30分～午後1時	江戸城探検 皇居の文化財を訪ねます。	皇居東御苑 ※原則保護者同伴
第3回	7月29日㈪ 午前9時30分～正午	昔の生活用具や遊びを体験します。	四番町歴史民俗資料館
第4回	7月30日㈫ 午前9時30分～正午	資料館探検：拓本や測量など資料館での仕事を体験します。	

保育園子育て支援事業

～乳幼児と保護者の皆さんへ～

在園児との遊びや行事に参加しませんか。育児の相談にも応じます。

■夕涼み会に遊びに来ませんか

とき　7月19日㈮午後5時15分～6時45分
▶麹町保育園（一番町4）
☎3261－7960

■一緒に水あそびを楽しみましょう

とき　7月24日㈬午前10時～11時
▶四番町保育園（四番町11）
☎3234－2269

ちよだパークサイドプラザ（神田和泉町1 ☎3864－8931）

☆**プールの休場**　7月10日㈭～18日㈮の間、学校行事と清掃のため、プールを休場します。

MIW 男女共同参画センター（神田和泉町1 ☎5823－0772）

■利用団体の登録を受け付け

団体登録をするとミーティングルームを無料で利用できます。また希望によりグループ活動をＭＩＷのホームページで紹介します。

登録要件　①活動目的が男女共同参画社会の実現に関するもので、②区内在住・在勤・在学者を主な構成員とする5人以上の団体で、③代表者が区内在住・在勤・在学者で、④営利を目的としないこと。
申込み　直接センターへ。

町のイベント情報

■縁日ごっこ
とき 7月13日㈯午前9時30分～11時
会場 昌平幼稚園園庭
内容 焼きそば、カップゼリー、ヨーヨーつりほか
主催 昌平幼稚園、昌平幼稚園ＰＴＡ、昌平コミュニティスクール運営委員会
問合せ ☎3251･0768小林

■Kid's Fest2002
とき 7月17日㈬午後2時30分～4時30分
会場 ホテルエドモント
内容 子どもと親の交通安全と防犯の集い
主催 九段南北一丁目町会、富士見一丁目町会、富士見二丁目町会、飯田町町会、飯田橋町会、北の丸町会、富士見小学校PTA
問合せ ☎3261･9463遠藤

■第23回チビッコ天国・納涼大会
とき 7月19日㈮チビッコ天国＝午後3時～4時30分、納涼大会＝午後5時～7時
会場 元シルバーインホテル前
内容 焼きそば、焼き鳥、お好み焼、冷や奴、ビール、ゲームほか
主催 外神田四丁目松富会
問合せ ☎3251･8778川瀬

■内神田五町会連合子どもえんにち
とき 7月20日㈯午後4時～6時
会場 出世不動通り
内容 焼きそば、焼き鳥、おでん、金魚すくい、射的、輪投げほか
主催 内神田美土代町会、司一町会、旭町町会、内神田鎌倉町会、多町一丁目町会
問合せ ☎3251･1988鈴木

■外神田同朋町会納涼大会
とき 7月26日㈮午後6時～9時
会場 明神下中通り
内容 ヨーヨーつり、輪投げ、金魚すくい、綿菓子、みそおでん、バーベキュー、生ビールほか
主催 外神田同朋町会
問合せ ☎3251･5841樫(かし)

■納涼子ども会
とき 7月27日㈯午後2時～3時30分
会場 食糧会館裏通り
内容 とうもろこし、すいか割り、金魚すくい、輪投げほか
主催 麹町三丁目町会
問合せ ☎3263･5161浅野

■納涼盆踊り大会
とき 8月1日㈭～2日㈮午後5時30分～10時
会場 神田児童公園
内容 盆踊り、焼きそば、お好み焼き、飲み物ほか
主催 司町二丁目町会婦人部
問合せ ☎3293･7946鈴木

■第23回秋葉原東部納涼大会
とき 8月2日㈮～3日㈯午後7時～9時30分
会場 和泉公園
内容 盆踊り、福引き大会ほか
主催 秋葉原東部納涼大会実行委員会
問合せ ☎3851･0520堀川

■納涼盆踊り大会
とき 8月1日㈭～2日㈮午後7時～9時
会場 東京大神宮境内
内容 盆踊り、焼きそば、焼き鳥、スイカ、ビールほか
主催 東京大神宮通り・飯田橋西口通り商業連合会
問合せ ☎3261･3193熊倉

■子ども納涼会
とき 8月3日㈯午後1時～3時
会場 麹町二丁目10番地前道路
内容 かき氷、金魚すくい、輪投げ、ヨーヨーつり、スイカ割りほか
主催 麹町一丁目町会、麹町二丁目町会
問合せ ☎3265･3752都築

ガイドコーナー

（料金表示のないものは無料）

見る

■佐々木崑(こん)作品展
「木村伊兵衛と歩いた東京」

1960年代の東京・下町の情景。職人たちが水面に浮かんだ丸太の上で働く姿、路地裏で戯れる子どもたち、夏祭りで神輿を担ぐ男たち、まだ高層ビルが建ち並んでいない都会の雑踏や首都高速道路の建設風景など、モノクロ作品約90点を展示します。
とき 7月28日㈰までの午前10時～午後5時。月曜休館
会場 JCIIフォトサロン(一番町25)
問合せ ☎3261･0300田中、武田

■日本カメラ博物館特別展
「ハイ！チーズ」瞬間をとらえ続けるシャッター展

日本の2大シャッターメーカーであるセイコー、コパルが製造した国産シャッターを中心として、カメラの発展に重要な役割を果たしてきた「シャッター」をカメラと共に展示します。
とき 11月10日㈰まで午前10時～午後5時。月曜休館（月曜が祝日の場合は火曜日）
会場 日本カメラ博物館(一番町25)
費用 一般300円、小中生無料
問合せ ☎3263･7110

■大谷コレクション名品展2002
「浮世絵にみる江戸文化」

「寿－ことほぐ－」「楽－たのしむ－」「装－よそおう－」「想－おもう－」の4つのテーマに沿った作品、前後期合計約80点を展示します。また、幕末に活躍した浮世絵師、歌川国芳、豊原国周(くにちか)による錦絵も特別に出品します。
とき 前期＝7月20日㈯～8月11日㈰ 後期＝8月13日㈫～9月8日㈰いずれも午前10時～午後6時。月曜休館
会場 ニューオータニ美術館(紀尾井町4－1)
費用 一般700円、高大生500円、小中生300円
問合せ ☎3221･4111

コミュニティ ひろば

(財)千代田区コミュニティ振興公社 URL http:www.cnet-ta.ne.jp/comisin/
〒102-0074 千代田区九段南1-6-17千代田会館内 ☎(03)5275-0123 FAX(03)5275-0125

サークル会員募集

健康

★ニュー健康スポーツ「アクアスライダー」

水中歩行をしながら楽しむスポーツを千代田区で開催。泳げない人、運動をしたことがない人、男女を問わず誰でも面白くて夢中になります。腰痛、肩こり、糖尿病などに効果的。詳しくは申込先にて。
月会費 3千円
入会金 千円
申込 5294･2828栗田

教養

★中国語会話サークル

ピンイン（発音をローマ字で表記したもの）の読める方は、どなたでも。自由に見学できます。毎週木曜午後7時～9時、飯田橋区民集会室洋室（セントラルプラザ3階）
月会費 5千円
申込3252･7766秋山（午後7時から）

趣味

★パソコン茶話会

パソコンを始めたい方やボケ防止のために、お茶を楽しみながら、自分のペースで学びたい方のサークルです。ご高齢の初心者も大丈夫！（40歳以上の方を対象）午前の部・10時～、お昼の部・12時30分～、夕方の部・3時～。英会話教室ICI内
参加費 1回2千円（お茶代、茶菓子代、雑費込み）
申込 5275･5823N POアリッサム松村

★日本の古典「能」を身近に感じる会

能の謡・仕舞を観世流の若い能楽師の先生から直接グループレッスンしていただけるお稽古教室を開催！能に興味のある方、初めての方歓迎します。毎月第2・第4木曜午後6時30分～7時30分、九段社会教育会館
月会費 5千円（教材費別途）
申込 3291･2488神森

★折り紙講座「折り和会」

折り紙は1枚の紙から、くす玉やお雛様、季節の花々など、私たちに創作の楽しさを味あわせてくれます。指先や頭の運動になるため、ボケ防止にも役立ちます。毎月第1・第3火曜午後1時30分～3時30分、千代田区高齢者センター7階
月会費 3千円（材料費込）
申込 3831･1604渡辺

内幸町ホールへどうぞ

（内幸町1-5-1 ☎3500･5578）
http:www.cnet-ta.ne.jp/comisin/hole/index.html

期日･開演	催物	料金(円)	問合せなど
7月11日(木) 午後7時	2002中川美亜リサイタル	5000	☎3357･6635 オフィスM(中川)
7月14日(日) 午後4時	トゥッティー4thコンサート ピアノ&エレクトーン	前売1500 当日1800	☎3532･4158 トゥッティー(浅井)
7月15日(月) 午後1時30分	第3回「新老人と家族の会」コンサート 初夏の童謡歌	1500 (会員1000)	☎3265･1907 新老人の会(平野)
7月16日(火) 午後3時･7時	メリーミューズ5周年記念コンサート ～ミューズが出逢った仲間たち～	4000	☎3422･8477 メリーミューズ(堀江)
7月17日(水) 午後3時･7時	江戸浄瑠璃三味線THE ITCHU「妖真夏夜夢弦音」	前売4000 当日4500	☎3478･2018 ベンタインターナショナル(岩動)
7月22日(月) 午後4時･7時30分	上山克彦 山本周五郎を語る「ひとごろし」ゲスト吉岡小鼓音	3000	☎045･962･1549 YUKIドラマリーディング(吉岡)
7月24日(水) 午後6時45分	第12回全日本ソリストコンテスト入賞者演奏会	2000	☎3769･5354 全日本演奏家協会(国府)
7月26日(金) 午後5時30分 7月27日(土) 午後3時	グループCHOUX発表会	無料	☎3719･5573 グループCHOUX(荻)
7月30日(火) 午後6時30分	島田峰子コンサートVol.6 歌唄詩うたう…	4000	☎048･754･7708 Piece of Period(島田)

募る

■語学ボランティア募集

外国の方々が日本での生活をよりエンジョイし、地域コミュニティに参加できるように、一緒にボランティアしませんか。外国語を話せる方、留学・在住体験のある方大歓迎。毎月第3火曜日午後6時30分から、ちよだボランティアセンターで定例会を実施しています。
問合せ Eメールでfriendshipchiyoda@yahoo.co.jpへ。

■やさしい「意志証明書」の書き方説明会

ガン告知、延命治療、葬儀、お墓などに対して、自分の希望を伝えておくやさしい方法をご紹介します。
とき 7月10日㈬午後2時～4時（予定）
会場 東京ボランティア・市民活動センター10階会議室A（新宿区神楽河岸1－1）
定員 40名（先着順）
問合せ ☎5275･5823(月～金、午前10時～午後6時)アリッサムまで。

☆コミュニティ振興公社編集の「コミュニティちよだ」は、広報千代田とひとつになり、毎月5日に発行します。このページに関するお問い合わせはコミュニティ振興公社へ☆

街づくりニュース

No.78　2002年7月5日

編　集
(財)千代田区街づくり推進公社
〒102-0074
千代田区九段南1-6-17
千代田会館2階

公社事業報告会とまちづくり講演会開催

7月17日(水)九段会館

千代田区街づくり推進公社の平成14年度事業報告会が、7月17日(水)午後2時から九段会館3階「真珠の間」で開かれます。街づくり推進公社は、千代田区と出捐(しゅつえん)企業4社(東京ガス、東京電力、日本電信電話、富士銀行)と賛助会員に支えられて運営しています。

事業報告会では、平成13年度事業実績報告と平成14年度の事業計画を出捐企業や賛助会員の方々へ説明します。

これからの千代田区のまちづくりの動きについて、区の担当から説明があるほか、事業の実例としてまちづくりサポートからNPOを立ち上げ、コーポラティブ住宅をつくり上げたグループの成果報告や、昨年12月にオープンした「リナックスカフェ」がベンチャー育成センターとして活動している状況などの報告があります。

続いて午後3時からは一般の方も聴講していただける「まちづくり講演会」を開催。講師に横浜国立大学工学部教授で、千代田SOHOまちづくり推進検討会会長小林重敬氏を招き、「都市再生のまちづくり」をテーマにお話を伺います。

横浜国立大学
教授　小林重敬氏

今、本格的な少子高齢化社会が進行するなか、都心地域の活性化を図るには、新たな開発だけでなく既存施設をうまく活用するなど、知恵をもった人々が集まり様々な知力をもった人々に支えられ、育つようなまちづくり手法が求められています。

今後の都市再生の方向性を探る機会になればと考えています。

定員　200名(先着順)入場無料
申込み　7月12日(金)までに電話、ファクシミリまたはEメールでお申し込みください。
☎3262−0211
FAX 3262−0213
mail kikaku@chiyoda-machidukuri.or.jp

建て替えの際にはご相談を！

各種の助成・支援制度を用意しています

定住人口の確保と回復を図るために、公社では新たに「建て替え支援相談会」を始めました。これは住宅の共同化事業や単独での住宅の建て替えの際に活用できる様々な助成制度の紹介と個別の建て替えのご相談にも応じるものです。

▲説明会

6月18日(火)、ちよだパークサイドプラザにて、第1回建て替え支援相談会が開催されました。

相談会の前半は、近隣の方々が共同で建物を建築する場合のメリットやその場合に活用できる助成制度、事例紹介及び単独での建て替えで利用できる助成制度の説明などがありました。

後半の個別相談では、個別にご質問等をお受けして、真剣ななかにも、時折笑いがこぼれるといった和やかな雰囲気で相談が行われました。出席された皆さんからは、「建て替えについて現実のものとして考えるよい機会となった。」などのご感想をいただきました。

▲共同化パンフレット

また、住宅金融公庫の協力により融資担当者に出席いただき、融資制度の紹介や個別の案件についての相談にも対応していただきました。

公社では今後も月に2〜3回程度相談会を開催いたします。

建て替え計画をお持ちの方、いずれは建て替えたいとお考えの方など、どなたでもお気軽にご参加ください。

相談会、共同化パンフレットに関するお問い合わせは、公社整備促進部まで。

▲個別相談

7月の開催日時など、詳しくは4ページをご覧ください。

公社賛助会員を募集

公社は千代田のまちをより住みよい魅力的なまちにするために様々な事業を展開しています。皆さまも賛助会員になってまちづくりに参加してみませんか！

ホームページアドレスの変更

公社のホームページアドレスが7月1日から変わりました。
新しいアドレスは、
http://www.chiyoda-machidukuri.or.jp
これからも、最新のまちづくり情報をお伝えし、皆さまに親しまれるホームページを目指していきます。

千代田に初のコーポラティブ住宅誕生

神田東松下町に完成したコムズハウス

この6月、千代田区ではじめてのコーポラティブ方式による共同住宅が竣工しました。この方式は、住む人々が建築主となり、共同で住宅を建てる方法です。通常の分譲住宅とは違い、住む人々が相談をしながら建設するため、良好なコミュニティをつくりやすいのが特徴です。

また、モデルルームを建設するなどの広告料がかからないため、比較的安価に住宅を取得することができます。

居住者により命名されたこの「コムズハウス」は、千代田区独自の補助制度である「建築物共同化住宅整備促進事業（ミニ優良）」や住宅金融公庫の「都市居住再生融資」などを活用しています。なお、「ミニ優良」は制度がこの5月から変わり、コーポラティブ方式ではさらに使いやすい制度となりました。

設計者に伺う

設計を担当した本間さんにお話しを伺いました。

——これまで、どのような建物を設計してきましたか。

超高層のオフィス、体育館、ホール、教会から戸建ての住宅まで様々なものを設計しました。しかし、コーポラティブ住宅は今回初めてです。

——コーポラティブ住宅の設計はいかがでしたか。

やはり、通常の分譲住宅と違い、一戸一戸、入居する方々と打ち合わせをしながら設計するため手間がかかります。しかし、住む人一人ひとりが見えて設計ができたので、とても楽しく充実した仕事ができたと思います。

——入居者との打ち合わせはどのような感じでしたか。

住む人は、様々な表現で希望を伝えるので、それをいかに形にするかが難しく、設計側は創造力をふくらませて提案しました。住宅部分については綿密な打ち合わせをやりすぎるぐらいしました。間取り、窓のかたち、浴室の仕様なども一戸として同じものはありませんし、コンセントの場所も一つ一つ確認しながら決めました。

本間總合建築の
本間充一さん

ある方は、昔の家で使っていた障子、床柱、畳といった思い出の品をそのまま使いました。そのような心配りができるのも、コーポラティブ住宅ならではだと思います。

また、コムズハウスは、一・二階が事務所、それ以上が共同住宅といった職と住が混在した建物なので、いかにも住宅といった建物にしたくなかった。外観にもとても気を遣いました。

——今後の抱負は。

千代田のまちにコーポラティブ住宅をどんどんつくっていきたいと思います。大規模な再開発がまちづくりの外科手術とすれば、コーポラティブ住宅はじわじわ効いてくる漢方薬のようなもの。自由設計という「私」の部分とコミュニティという「公」の部分とを、ともに大切にする住まい方の良さをわかってもらえるのではないかと期待しています。

マンション Q&A 7

ベランダに物置を設置したいが？

Q　居室内の収納スペースに入りきらない荷物を保管するため、ベランダに物置を設置したいと考えていましたが、知人に、ベランダはマンションの共用部分なので物置を設置することはできないと言われました。

ベランダは居住者の専用使用スペースだと思うのですがなぜですか。

ベランダは共用部分です。

A　ベランダやバルコニー、屋上テラス（ルーフバルコニー）などは、構造的に建物の一部となっており、建物全体の躯体の一部になっていることから、区分所有法という法律で法定共用部分に定められています。

ただし、ベランダやバルコニー等は、各住戸にお住まいの方だけが利用する性格が高いことから専用して使用することが認められているのが一般的です。

これらの部分は、他の居住者を含めた避難通路となっている場合が多く、この場合、万が一の災害発生時には隣戸との戸境壁をとおり、安全に避難するためにベランダ等が使用されます。

したがって、ベランダに物置を設置したり、居室の一部として使用するなど、避難通路としての機能を妨げるようなことはできません。

しかし、若干の植木鉢等を並べる程度のことは問題ないと考えられますが、マンション全体の美観保持等を目的として、管理規約や使用細則によってその利用に制限が加えられる場合もあります。

マンションの管理規約等の内容を今一度確認されることをおすすめします。